

## 奈良平安期における紀寺・璉城寺の基礎的考察

堀 裕

### 要旨

奈良市西紀寺町にある璉城寺では、大阪樟蔭女子大学地域文化センター及び日本文化史学科によって、二〇〇五年から現在に至るまで発掘調査や古文書調査が実施されている。その調査成果の一環として、奈良平安期における紀寺・璉城寺をめぐる文献史料の検討を行ない、次の三点を明らかにした。第一に、平城京の紀寺・璉城寺の初見は、厳密にいえば延暦二年(七八三)より前に遡らない点。第二に、紀寺と璉城寺が同一寺院であるかどうか明確な証拠はないが、紀寺と璉城寺の寺田が大和国城下郡東辺に集まることから、両寺が同一の寺院である可能性が指摘できる点。第三に、光仁天皇の母である紀椽姫の国家的追善仏事である国忌が、紀寺・璉城寺で実施されていた可能性と、桓武天皇による光仁天皇の血縁に連なる紀氏への榎入れの一環として、延暦二年における紀寺への封戸施入がなされた可能性がある点。

### はじめに

大阪樟蔭女子大学地域文化センター及び日本文化史学科では、二〇〇五年より現在に至るまで、奈良市西紀寺町に所在する璉城寺において発掘調査と古文書調査を中心とした総合調査を実施している。本稿では、調査の糧とするため、推測を含む点も多いが、奈良平安期の文献史料から提起できる点を示したい。ところで、文献に残された奈良・平安期の紀寺・璉城寺に関する記録はきわめて限られている。その史料の多くは、すでに福山敏男氏<sup>①</sup>が収集し、基礎的な考察を加えている。氏をはじめ先学の研究成果を批判的に検討していきたい。

璉城寺が所蔵する『璉城寺縁起』によれば、寺の開基は八世紀の行基であり、九世紀の紀有常によって再興され、その再興時に紀寺と名づけられたという。しかし、古くは十八世紀前半に完成した村井古道の『奈良坊目拙解』<sup>②</sup>が、後述する『続日本紀』の記載から、紀有常が再興する以前の八世紀に、紀寺が存在していた点を指摘している。その所在する地名や、周辺から八世紀と考えられる古瓦が出土することなどからも、現在の璉城寺の周辺には、平城京にあったとされる紀寺・璉城寺の遺跡

が広がる可能性が指摘されている。璉城寺の所在地を条坊表記すれば、平城京左京五条七坊であり、いわゆる平城外京の東南隅、元興寺のすぐ南東にあたる。

ところで、紀寺といえば一般に、平城京のそれではなく、七世紀にあつた紀寺が想起される。かつては、藤原宮跡の南方にある小山麿寺が地名から紀寺跡と推定されていたが、近年はとくに疑問視する意見が多い<sup>3)</sup>。その結果、七世紀に存在した紀寺の所在地は、現在不明とせざるを得ない。その所在地がどこであっても、平城京遷都後に、平城京にも紀寺が置かれた、あるいは平城京に移建された可能性は十分にあるが、それを確実に示す史料もない<sup>4)</sup>。

なお、本稿では、現在ある寺院を指す場合は、現在の寺号の「璉城寺」を用いるが、奈良平安期の寺院を指す場合は、史料中にみられる「璉城寺」を使用する。

## 1 紀寺と璉城寺の初見史料

紀寺の初見史料は、史料一に記された、紀寺の奴婢に関する記事である。長文ではあるが、基本史料であるため全文を掲載する。また、史料一に直接関連する史料であり、かつ紀寺の記述のある史料二、三も掲げておく。

〔史料一〕『続日本紀』巻第二十五 天平宝字八年(七六四)七月丁未条  
丁未。先是、從二位文室真人浄三等奏曰「伏奉去年十二月十日勅  
『紀寺奴益人等訴云「紀袁祁臣之女梗壳。嫁木国氷高評人内原直牟

羅。生兒身壳・狛壳二人。蒙急、則臣处分居住寺家。造工等食。後至庚寅編戸之歲。三綱校數、名為奴婢。因斯久時告懇。分雪無由。空歷多年。于今屈滯。幸属天朝照臨宇内。披陳辭結。伏望正名者。為賤為良。有因有果。浮沈任理。其報必応。宜存此情。子細推勘。浮沈所適。剖判申聞者。謹奉嚴勅。搜古記文。有僧綱所庚午籍。書寺賤名。中有奴太者并女梗壳及梗壳兒身壳・狛壳。就中異腹奴婢皆頭入由。太者并兒入由不見。或曰「戸令曰、凡戸籍恒留五比。其遠年者依次除。但近江大津宮庚午午籍不除。蓋為氏姓之根本。遏姦欺之乱基。歟。此而言。猶為寺賤。或曰「賞疑從重。刑疑從輕。典冊明文。何其不取。因斯覆審。或可從浮。双疑聳立。各自爭長。浄三等庸愚。心迷孰是。輕陳管見。伏聽天裁。奉勅「依後判。於是益麻呂等十二人賜姓紀朝臣。真玉女等五十九人内原直。即以益麻呂為戸頭。編附京戸。而紀朝臣伊保等。猶疑非勅。至是召御史大夫從二位文室真人浄三・參議仁部卿從四位下藤原惠美朝臣朝獮。入於禁内。高野天皇口勅曰「前者。卿等勘定而奏「依庚午籍勘者可沈。是一理也。又檢紀寺遠年資財帳。異腹奴婢皆頭入由。梗壳一腹不見入由。拋此而言。或可從浮。是亦一理也。罪疑就輕。先聖所傳。是以從輕之狀。報宣已訖。而紀朝臣等猶疑非勅。不肯信受。致今召御史大夫文室真人。面告其旨。復召朝獮。副令相聽。」

〔史料二〕『続日本紀』巻第二十五 天平宝字八年七月戊申条

戊申。遣<sub>レ</sub>使宣<sub>レ</sub>詔。放<sub>二</sub>紀寺奴益人等七十六人<sub>一</sub>從<sub>レ</sub>良。

〔史料三〕『続日本紀』卷第三十二 宝龜四年（七七三）七月庚寅条

庚寅。詔免<sub>二</sub>從四位下紀益人<sub>一</sub>為<sub>二</sub>庶人<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>姓田後部<sub>一</sub>。又去宝持八

年放免紀寺賤七十五人。依<sub>レ</sub>旧為<sub>二</sub>寺奴婢<sub>一</sub>。但益人一身者特從<sub>二</sub>良人<sub>一</sub>。

三つの史料によれば、孝謙上皇（高野天皇）の意向によって、紀寺の奴益人等は奴婢の身分から、紀朝臣益人等と改め官僚等になった。しかし、光仁朝になり、それまでの政策の多くが見直されはじめると、その地位のほとんどを失うことになる。この事件に関する先行研究<sup>5)</sup>も多い。

紀寺そのものについて言えば、福山氏が指摘するように、天智九年（六七〇）の「庚午籍」作成時には、紀氏を檀越とする紀寺がすでに存在していたことを示す根拠となるのであり、もちろん天平宝字八年に紀寺と名乗る寺院が存在していた根拠ともなる。

続く史料四は、大同元年（八〇六）に作成したものと考えられ、紀寺ではなく璉城寺の初見史料である。史料五は、十四世紀に編纂されたもので、やや時代は下るが、関連する史料であるため一括して掲載した。

なお史料五においては、直接璉城寺に関連する箇所ではないが「禁<sub>レ</sub>質<sub>二</sub>寺地<sub>一</sub>」の部分についても検討の必要上掲載している。

〔史料四〕『新抄格勅符抄』

新抄格勅符第十卷抄 神事諸家封戸 大同元年牒

神封部

（中略）

一寺封部

（中略）

陳城寺 五十戸 延暦二年施 下総国

（後略）

〔史料五〕『元亨積書』卷第二十三 資治表四 桓武 延暦二年（七八三）

十有二月。禁<sub>レ</sub>質<sub>二</sub>寺地<sub>一</sub>。納<sub>二</sub>封戸于璉城寺<sub>一</sub>。

史料四によれば、「陳城寺」に対して、延暦二年に封「五十戸」が施入されている。史料五の『元亨積書』は、一見する限り、史料四と同一の事柄を指しているとみられる。福山氏は、史料四と史料五の関係をやや慎重な姿勢で評価するものの、字体から考えても、「陳城寺」は「璉城寺」と同じと考えてよい。ただし、福山氏は、史料五の封戸施入記事を延暦二年十二月の記事として扱っている。とするならば、史料五の『元亨積書』には、史料四の『新抄格勅符抄』にはない施入月の情報が加わっていることとなり、あるいは別の史料源があった可能性も考えられる。そこで、やや詳細に両者の関係を検討してみよう。

『元亨積書』当該巻の記載方法は、年毎に、概要を示した項目部分と詳細を記述した内容部分で構成されている。史料五は、項目部分のみである。対応する内容部分には「十二月。勅曰比来禁<sub>二</sub>貧民質<sub>一</sub>家地園圃<sub>一</sub>。今聞民間已止。僧寺猶盛。乖<sub>レ</sub>法貪<sub>レ</sub>利。蔑<sub>レ</sub>官慢<sub>レ</sub>令。既為<sub>二</sub>出塵之形<sub>一</sub>。還作<sub>二</sub>在纏之舉<sub>一</sub>。有司嚴加<sub>二</sub>檢校<sub>一</sub>。」とある。これと関係する条文は、『続日本紀』延暦二年十二月戊申条にある。文意がやや異なる点もあるが、『続日本紀』の記事そのものか、そこから抜き出した記事から再構成されていると考えてほぼ間違いない。それならば、対応する項目は、「禁<sub>レ</sub>質

「寺地」の部分のみであって、「納封戸于璉城寺」ではない。

そのように考えるならば、「禁質寺地」と「納封戸于璉城寺」は、互いに無関係な記事であり、後者が十二月である保証はない。さらに、『元亨釈書』において、月の明確でない記事は、各年毎の項目においては、最後に記載されている。たとえば「元正皇帝」の八年（養老七年・七二三）の場合、項目部分に、「八年。春二月。（中略）夏。秋。冬。建施葉・悲田二院于興福寺。」とある。その文末の記事については、内容部分では、「是歳」の記事と明記しており、もちろん「冬」の記事ではない。ならば、「納封戸于璉城寺」も、月不明の延暦二年の記事であるため、各年毎の項目の最後に配置された可能性は高く、やはり延暦二年の記事であっても同年十二月の記事とはいえない。

このように考えるならば、『元亨釈書』の記事が、『新抄格勅符抄』の記事や、あるいはそれと関係する史料をもとにした可能性も高まる。『元亨釈書』の史料五の部分において、現在知られていない内容をもった史料源があった可能性は低いと言わざるを得ない。

ところで、八世紀後半に訴え出た奴らの住む紀寺は、一般に平城京にある紀寺といわれており、もちろんその可能性は十分にある。しかし、厳密に言えば、平城京にあるのかどうかについて明確な記載がなく、七世紀から続く紀寺を舞台にしている可能性も残る。他に傍証となる史料もなく、憶測に過ぎないが、今後の発掘調査を中心とした調査の糧として記載しておきたい。また、史料四の場合、長岡京遷都直前の記事であり、璉城寺が平城京にあったことがあるとするならば、この璉城寺は平

城京にあった寺院と考えざるを得ない。

以上、紀寺と璉城寺の初見史料をそれぞれ示した。紀寺が平城京にある寺院を指すかどうかは、慎重に検討が必要であることと、璉城寺への封戸施入は、月日不明の延暦二年のことしか言えない点を指摘した。

## 2 寺田からみる紀寺と璉城寺

近年、平松良雄氏が、小山麿寺の調査成果をまとめる中で指摘したように、奈良平安期の史料にみられる紀寺と璉城寺が、そもそも同一寺院であるかどうかは、厳密に言えばよく分からない。たとえば、史料一から史料三の『続日本紀』の紀寺の記事には、それが璉城寺と同一であるとは記されず、また史料四『新抄格勅符抄』の「陳城寺」の記事にも、それが紀寺と同一とは記さない。両者が同一とするおもな論拠は、時代の下る『璉城寺縁起』や璉城寺が所在する地名、璉城寺周辺から八世紀の古瓦が出土することなどに限られる。

そこで、推測を重ねることになるが、両者が同一寺院である可能性を傍証すると思われる点を寺田の分布から指摘したい。

〔史料六〕『東大寺要録』巻第六所引「湛照僧都分付帳」

湛照僧都分付帳云

（中略）

雑役充

大和国

（中略）

城下郡三十八町

不輸田廿町一段三百歩

公田島十七町八段六十歩

中西庄八町八段二百歩 南市安

不輸租田六町二百四十歩

東大寺念仏院田八段 木寺三町一段

神戸田八段 左京職一町三段三百歩

公田二町七段三百廿歩

〔史料七〕「興福寺大和国雑役免坪付帳」〔平安遺文四六三九〕<sup>(10)</sup>

興福寺

(中略)

二町一反三百歩 蓮城寺田

百八十歩 (四反) 糸井南庄 八反 中南荘

段百廿歩 (九) 曾我部庄

(中略)

城下東郷二百六十五町七反廿八歩

(中略)

糸井南庄十八町三反百卅歩 (割注略)

(中略)

蓮城寺田四反半 十六条四里十一々

(中略)

中南庄十四町一反半

(中略)

蓮城寺田八反 十五条四里廿坪

(中略)

曾我部庄七町六反小

(中略)

蓮城寺田九反小 十五条三里廿五坪

(中略)

延久二年九月廿日 知事法師 長円

権専当法師尋慶

史料六にある「湛照僧都」は、貞元三年(九七八)九月から永観二年

(九八四)二月まで東大寺別当を勤めた人物である。福山氏は、東大寺

の「雑役免」の中には、城下郡中西庄の中に「木寺三町一段」とあり、

これが平城京の紀寺・璉城寺の田である可能性を指摘する。この中西庄

は、現田原本町の東部の大字為川南小字中西、大字金沢小字中西、西部

の大字宮古小字中西のいずれかに比定されている。<sup>(12)</sup>

史料七の延久二年(一〇七〇)九月二十日の「興福寺大和国雑役免坪

付帳」には、「蓮城寺田」が記載されている。福山氏は、この「蓮城寺」

が「璉城寺」と同一である可能性を指摘する。それらの場所は、城下東

郷にある興福寺領糸井南庄の十六条四里十一坪、同中南庄の十五条四里

廿坪、同曾我部庄の十五条三里二十五坪の三箇庄に散在することが記さ

れている。

さらに『大和国条里復元図』<sup>(13)</sup>によれば、史料七の糸井南庄に含まれ、

「蓮城寺田」があつた十六条四里十一坪を見ると、そのすぐ南東の十五

坪には「木寺」の字名が残っている。

これらの寺田の分布を改めて確認すると、中西庄の候補の一つである大字宮古小字中西を除けば、すべて城下郡の東辺にあたる十五条三里・十六条三里・同四里、十七条四里に集中している。現在の地名で言えば、天理市南西部から田原本町東部の市町堺である。

このように東大寺や興福寺の雑役免田の史料や現在の地名から、この地域一帯に、「蓮城寺」と「紀(木)寺」の寺田が集まっているように見える。東大寺や興福寺の「雑役免」と関わらない「蓮城寺田」や「紀(木)寺田」がなお多く存在した可能性は充分ある。この一帯に紀寺・蓮城寺の寺田がどのような由来で成立したのかは、なお不明である。<sup>(14)</sup>しかし、近傍に両者の名称が残存する点は、あるいは璉城寺と紀寺が、同一寺院である傍証となる可能性がある。ただし、この推測は、「蓮城寺」と「璉城寺」が同じであるとの前提がある。

寺田に関連して、合わせて十二世紀後半のものと考えられる史料八を紹介する。

〔史料八〕「一条院信円証判近衛基通長者宣」〔春日大社文書二二〇、平安遺文補四二四〕

(花押)

春日八講衆申平岡社神主職并縁起聖人押取所々領事

以別会五師状奏聞之處、院宣如此、且可令下知此旨給上。

八条院重令申給須惠庄事

沙汰未断之間、可停止菟取夏物之由、可令下知給上。

藤原顕子申僧尋秀沽却璉城寺仏聖燈油田事

如狀者母子爭論歟、所為已背憲章、且可令停止件沽却給上、

若又有由緒者可申子細歟。

勝田申金峯山僧寛基押妨檜前寺領丹原庄事

問金峯山可令言上給上。

隆繼法橋申南淵寺国栖庄事

申状并證文如此、如狀者當時知行無相違歟、但問道継後家可下

令申上給上、如何。

以前条々、依長者宣言上如件。

五月一日

左中弁<sup>(在判)</sup>

進上 駿河上座御房<sup>(15)</sup>

「母子爭論歟」とされる「藤原顕子」と「僧尋秀」の訴訟によって、十二世紀後半にも「璉城寺仏聖燈油田」の存在が確認できる。この点から「璉城寺」は、たとえ衰退していたとしても、なお存続していた可能性がある。ただし、管見の限り、この後璉城寺関係する史料は、中世後期まで見当たらない。この点、今後の文献史料の精査の必要と、発掘調査の進展を俟つ。

### 3 紀椽姫と紀寺・璉城寺

平城京紀寺・璉城寺がもつとも注目された時期は、八世紀後半の光仁・桓武朝に他ならない。なぜならば、角田文衛氏も指摘するように、<sup>(16)</sup>光仁天皇が即位すると、天皇の母である故紀椽姫に、皇太后が贈られたこと

や、その一族である紀氏への厚遇が始まったためである。角田氏は、紀氏の氏長者である紀伊保の反対を押し切って、奴婢から成り上がった紀益人らの地位が、史料三の宝亀四年（七七三）になって、ほとんど失われたのもこうした紀氏の興隆が背景にあったと指摘する。これらの点を踏まえて、紀椽姫に関連して二つの点を指摘したい。<sup>(17)</sup>

第一に、紀寺・璉城寺において紀椽姫の国忌が実施された可能性である。国忌とは、国家的に行う追善仏事であり、日本ではそのおもな対象は天皇や皇后である。

光仁天皇が即位した時には、すでに父である施基皇子は靈龜二年（七一六）八月九日に、没していた。<sup>(18)</sup> そのため、亡父施基皇子に対しては、宝亀元年十一月に天皇号を追贈し、翌年五月には「始設田原天皇八月九日忌齋於川原寺」とあつて国忌を実施している。<sup>(19)</sup> またその墓も国家的な営墓である山陵と称した。<sup>(21)</sup> 一方亡母である紀椽姫も、和銅二年（七〇九）九月十四日に没しており、<sup>(22)</sup> 施基皇子に遅れながら皇太后を追贈されたほか、<sup>(23)</sup> 国忌や山陵も設定されている。『続日本紀』宝亀二年十二月丁卯条によれば「丁卯。勅。先妣紀氏。未<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>尊号」。自今以後。宜<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>称<sub>レ</sub>皇太后。御墓者称<sub>レ</sub>山陵。其忌日者亦入<sub>レ</sub>国忌例。設齋如<sub>レ</sub>式」とある。

ところで、亡父の国忌実施場所については、川原寺で行ったことが記録にあるが、<sup>(24)</sup> 紀椽姫の国忌については、実施された寺院の記録がない。八世紀における藤原氏出身の後の国忌・忌日法会は、藤原宮子は東大寺戒壇院で、光明皇后は法華寺阿弥陀浄土院での設齋や興福寺での講経を、藤原乙牟漏は興福寺で実施している。<sup>(25)</sup> 八世紀における国忌は、故人と関

係の深い寺院で行うのが原則であり、興福寺で実施される場合は、もちろんそれが藤原氏の氏寺であるからである。紀椽姫の場合、出身氏族の拠点寺院である点を鑑みれば、恐らくは紀寺、すなわち璉城寺が国忌実施の寺院であつた可能性が高い。

つまり、平城京紀寺・璉城寺が、光仁朝に興隆したというだけでなく、紀椽姫の国忌という具体的な法会が実施されていたといえる。毎年九月十四日には、官僚や僧侶、紀氏の一族が国家の要請のもとで、紀寺・璉城寺に結集していたと考えられる。

第二に、史料四によれば、延暦二年（七八三）に封戸が与えられているが、これは桓武天皇によって、光仁天皇を重視する政策の一環であつた可能性がある。

具体的な施人の目的は不明であるものの、そもそも封戸施入それ自体は、寺院にとって特別な待遇であり、璉城寺が桓武天皇にとって重要な寺院であつたとする推測は許されよう。

その上で、延暦二年という時期に注目したい。前年に大安寺及び諸国分寺・国分尼寺で光仁太上天皇の一周忌を終え、翌年には長岡京遷都の計画が始まる時にあたる。<sup>(26)</sup>

これまでも桓武天皇による父光仁天皇重視の政策は、様々な視点から論じられている。ここでは、贈位・贈官と外戚との関係について論じる北村有貴<sup>(27)</sup> 江氏の研究を取り上げたい。光仁天皇の天長節である宝亀十年十月十三日には、光仁天皇の外祖父である紀諸人への従一位追贈が行われている。また、桓武天皇の即位後の延暦四年五月三日には、父方の外

曾祖母である紀諸人と道公真妹への追贈が行われている。他方で、桓武天皇の母方の外祖父父母である高野乙継や土師真妹らへの追贈は、延暦九年十二月一日まで下る。これらの点から北村氏は、延暦年間の比較的早い時期において、桓武天皇による光仁天皇重視の姿勢を読み取っている。

このような点から延暦二年において光仁天皇の祖先に連なる紀氏の氏寺への封戸施入が、桓武天皇による光仁天皇重視の政策の一環と考えることも強ちの外れではないのではなからうか。

## おわりに

奈良平安期における紀寺・璉城寺をめぐる文献史料を検討し、その問題となる点を三点あげた。第一に、平城京における紀寺・璉城寺の初見史料が、厳密に言えば延暦二年（七八三）であること。第二に、紀寺・璉城寺の寺田の分布から、両寺が同一の寺院である可能性を改めて指摘したこと。第三に、光仁天皇の母である紀椽姫の国忌が紀寺・璉城寺で実施された可能性と、桓武天皇による光仁天皇を重視する姿勢を背景に、紀寺・璉城寺への封戸施入がなされた可能性を指摘した。推測に渡った点が多く、現在の史料の検討はもとより、『璉城寺縁起』などの記録や発掘成果とのつき合わせなど未着手の部分も多い。今後の検討の基礎となれば幸いである。

最後に、『璉城寺物語』の編纂を目的に、「璉城寺友の会」が璉城寺についての調査を行なっている点も付記しておく。

## 注

(1) 福山敏男「紀寺」及びその補記『奈良朝寺院の研究』綜芸舎、一九七八年、原著一九四八年。以後特に注記しないが、福山氏の説はすべてこの論文からの引用である。

(2) 『奈良坊目拙解』巻第六『奈良市史編集審議会会報』一、一九六三年。

(3) 森郁夫「紀氏の寺」『求真能道』歴史堂書房、一九八八年、小澤毅「藤原京の条坊と寺院占地」『日本古代宮都構造の研究』青木書店、二〇〇三年、初出二〇〇一年）など。

(4) 森郁夫「紀氏の寺」(前掲)。

(5) 角田文衛「紀寺の奴―奈良時代における私奴婢の解放問題―」『角田文衛著作集第三巻 律令国家の展開』法蔵館、一九八五年、初出一九五五年）、岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、一九六九年)、松崎英一「紀寺の奴―天平宝字八年七月丁未紀の再検討―」『九州史学』第五九号、一九七六年）など。

(6) 福山氏は、庚午の頃に工人が作事に従っていたことから、「紀寺は凡そ天智天皇の頃に創立せられた寺のやうである」と指摘する。

(7) そのように言うためには、両史料の記載方法の違いも問題となる。ただし、『元亨釈書』巻二十三において、寺院への封戸施入記事は、一般に「納封戸于〇〇寺」と記載しているため、編纂の段階で記載方法に統一が図られた可能性がある。また、「廢帝」の六年(天平宝字六年)に「納封戸于葛木寺」とある点も注意される。『新抄格勅符抄』では、天平宝字七年施入として一年ずれるが、それでも年紀の入った記事は、現存する史料では他にない。『元亨



『積書』が掲載する寺封の記事の一部が、『新抄格勅符抄』か、それと関係する史料をもとに編纂された可能性はやはり残る。

(8) 平松良雄「紀寺(小山)」、『統明日香村史』上巻、二〇〇六年)は「天平宝字七年十二月では平城京内に紀寺があり、同僧綱所で寺奴婢の管理が行われた」とする。

(9) 平松良雄「紀寺(小山)」(前掲)。

(10) 奈良文化財研究所所蔵写真版「興福寺大和国雑役免坪付帳 東諸郡」により字句を変更した。

(11) 「東大寺別当次第」、『群書類従』第四輯)。なお、寛朝が次の東大寺別当に任命された永観二年二月二十三日官牒には「権少僧都湛照不治替」、『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之一』四一・四二頁)とある。

(12) 「中西庄」、『日本歴史地名大系第三〇巻 奈良県の地名』平凡社、一九八一年)。

(13) 奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復元図——大和国条里の総合的研究 地図編——』(吉川弘文館、一九八一年)。

(14) これらの寺田は、七世紀からある紀寺の寺田であったものが、平城京の紀寺・璉城寺の寺田へと継承された可能性や、あるいは七世紀からある紀寺がなお残っており、その寺田である可能性も無い訳ではない。

(15) 本文書の年代比定は、まず八条院の院号宣下の応保元年(一一六一)十二月から、没する建暦元年(一一二一)六月までの間となる。史料中に登場する寛基は、元暦二年(一一八五)三月五日「金剛峯寺下政所三方百姓等起請文」、『平安遺文』四二三七)にも現われ同一人物と考えられる。宛所となる

「駿河上座御房」は、『平安遺文』や『春日大社文書』では、憲清に比定する。

文治二年(一一八六)三月十二日「興福寺別当御教書」及び同年三月十三日「藤氏長者宣」、『鎌倉遺文』補一〇・一一)より「上座憲清」と「駿河上座御房」が同一人物と考えられる。寿永二年(一一八三)三月「興福寺政所下文」、『平安遺文』四〇八)にも「上座憲清」とあるが、『古記部類』秋には、

「文治五年上座法橋憲清、寿永二年二月九日転任上座六、隠岐院・九条殿、文治五年十一月卅日叙法橋七、春日行幸賞」、『大日本史料』第四編二巻、八三二頁)とある。

(16) 角田文衛「紀寺の奴——奈良時代における私奴婢の解放問題——」(前掲)。

(17) 近年、岩佐光晴氏は、璉城寺が所蔵する聖観音菩薩立像について、従来の年代観を遡らせ、奈良末の作品である可能性を指摘する。その上で、同時期における紀氏の興隆との関連を論じている。岩佐光晴「初期一木彫の世界」及び璉城寺所蔵「聖観音菩薩立像」作品解説(東京国立博物館・読売新聞東京本社文化事業部編『特別展 仏像 一木にこめられた祈り』読売新聞東京本社、二〇〇六年、三七〜五二、二五九頁)。

(18) 『類聚三代格』宝龜三年五月八日勅。

(19) 『続日本紀』宝龜元年十一月甲子条。

(20) 『続日本紀』宝龜二年五月甲寅条。

(21) 『類聚三代格』宝龜三年五月八日勅。

(22) 『類聚三代格』宝龜三年五月八日勅。

(23) 『続日本紀』光仁天皇即位前紀、宝龜二年十二月丁卯条、『類聚三代格』宝龜三年五月八日勅、宝龜三年九月十三日勅。各史料間で、贈皇太后や国忌・

山陵を設定する年月日が異なる。

(24) 施基皇子の国忌実施寺院は、宝亀元年には川原寺で実施されているが、『新撰年中行事』八月に「九日国忌<sup>元興寺</sup> 田原天皇」とあることから、平安初期までに璣城寺の北にある元興寺に移ったと考えられる。長岡京や平安京遷都に

ともなう措置と考えられるが、元興寺を選択した理由はもう一つ明確で無い。

元興寺が璣城寺と近接している点や、少なくとも近世より璣城寺に隣接して崇道天皇社がある点など、周辺の地理的環境とも関連するのかもしれない。

(25) 古瀬奈津子『国忌』の行事について『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九一年。

(26) 『続日本紀』延暦元年十二月壬子条、同辛未条、延暦三年五月癸未条、同丙戌条など。

(27) 北村有貴江「贈官としての太政大臣―摂関制成立の前史として―」『寧楽史苑』四五号、二〇〇〇年。

付記 本稿は、二〇〇六年度大阪樟蔭女子大学・特別研究費の研究成果の一部である。